

---

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,514万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億850万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月14日提出。白老町長。

次に2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

次に4ページ以降、「歳入歳出事項別明細書」につきましては、歳出のほうからご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、その他一般管理経費34万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、26年度に固定資産税の土地及び家屋の差し押えを行い、インターネット公売を行いました。それで買い主側から瑕疵担保責任があるとして、27年3月25日に訴状が提出され、27年5月27日に埼玉県地方裁判所川越支部で受理されたものでございます。その費用でございまして、旅費につきましては証人出廷2人分、埼玉県川越市に出向くための旅費と弁護士との打ち合わせ、これは札幌市にいる弁護士との打ち合わせを合わせて18万6,000円の計上でございます。委託料としては損害賠償事件処理委託料として、弁護士に支払う訴訟費用でございます。16万2,000円の計上でございます。これは全額一般財源でございます。

次に3款民生費、1項2目老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出金198万8,000円の計上でございます。これにつきましては、介護保険の制度改正に伴うシステム改修料を負担するものでございます。制度改正については介護保険の補正の中でご説明申し上げます。財源は全額一般財源でございます。

次に8款土木費、3項2目河川改良費、河川改良事業（補助事業）でございます。2,281万円の増額補正でございます。今回の補正につきましては防衛施設から追加交付がございまして、当初3,098万円の計上でございましたが、今回の2,281万円の追加補正で5,379万円の事業となります。給料から次のページの14節材料及び賃借料までは事務費計上でございます。工事請負費として、ウトカンベツ川改修工事、土砂撤去延長750メートル、土量1,370立方

メートル、護岸のかさ上げ延長 781 メートル、面積につきましては 938 平方メートルでございます。護岸のかさ上げにつきまして計画河道断面は確保されておりますけれども、現在張り芝になっておりますのでその部分を護岸永久構造物するものの工事でございます。財源につきましては国庫補助金 2,269 万 2,000 円、一般財源 11 万 8,000 円の計上でございます。歳出は以上のとおりでございますが、歳入で一般財源についてご説明申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開きください。20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 245 万 4,000 円の充当でございます。前回までの繰越金の留保額が 1 億 5,867 万 4,000 円ございまして、今回の充当額を差し引きますと、1 億 5,622 万円の繰越金の財源留保がございます。これで、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ただいま安達財政課長から説明のありました、その他一般管理経費の損害賠償等請求事件について私のほうから別途説明をさせていただきたいと思っております。本件は、昨年 8 月に白老町が差し押さえをした宇北吉原にあります土地建物の不動産につきまして本町の初の試みとなりますインターネット公売、いわゆる官公庁オークションを行いました。入札の結果、当該公売物件を 149 万 400 円で落札しましたものから所有権移転登記完了後に建物内に想定を超える大量の家具や衣類などの残置物が存在し、当該残置物に対する説明義務違反及び瑕疵担保責任は白老町にあるとして幾度となく文書照会があり、町では法的責任はない旨回答をしておりました。しかし落札者は町の回答に納得せず、本年 3 月に残置物処理費用金 35 万円を含む、135 万円などの損害賠償を求め、さいたま地方裁判所川越支部に提訴し、裁判所はこれを受理し、6 月に呼び出し状及び訴状一式が送付されたところでございます。本町のインターネット公売は Y a h o o の官公庁オークションのサイトを活用して滞納者の差し押え財産を換化するために行うもので利用方法等は詳細なガイドラインを作成し、これに基づいて実施するものとし、利用者にはガイドラインの確認、同意することを前提としております。当該ガイドラインでは購買物件については十分な調査を行った上で公売に参加すること。現地確認などは落札者が行うこと。公売財産は滞納者の財産であって町の所有物ではないこと。よって瑕疵担保責任は生じないこと。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退きなどは全て落札者自身で行うことなど、手続きや注意事項を規定しております。したがって町といたしましては物件内での残置物の存在を事前に説明するなど正規の手続きを行ってございまして、瑕疵は全く町にはないと判断し地方公共団体として公の場で正当性を主張するとともに、今後のネット公売のあり方を明らかにする必要があるため、応訴することといたしました。補正予算は当該裁判にかかわる旅費と弁護士費用の着手金でありますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1 番、氏家裕治議員。

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。ただいま説明のあった官公庁オークションについて

ちょっとお伺いしておきたいと思います。このオークションのあり方については私も全般的には内容的なものについては把握しているつもりでいます。その中で落札者がこういった意図を持ってこういった訴訟を起こしたのかというのが私も随分不可解なところがあるのですけれども、それに対してまちとしてそれにこたえていくということは、これはしかるべき形なのだろうと思っております。ですからこの補正に組まれた42万8,000円というのは妥当な金額なのだろうと思ってます。ただ白老町としてこういった名誉を傷つけられるというか、白老の名前を出されて私は逆に本当に名誉棄損だと思うのです。そういった部分ではこの例えば裁判で白老の正当性が認められたときに逆に落札者に対してそういった損害賠償等々の請求はできるのでしょうか。そうしないこういった、はっきり言いますが悪質な訴訟というのがこういった官公庁オークションを通して、はっきり言ってうちだけではないかもしれませんね。そういったことを防ぐためにもしっかりとした手段を取っていかねばいけないと思うのですが、その辺についての考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず損害賠償請求ということでございますが、今回の訴訟に係る部分につきましては、これは裁判にかかった上で裁判所が判断することになると思いますけれども、仮に相手方が訴えているその損害賠償の内容につきましては、この建物の中にある残置物の処分と弁護士費用も含む損害賠償の100万円というところでございまして、実際ここで町の主張が認められて町がもし町がやったことは間違い無いといって裁判所が判断したときには、今回その町がまだ今後わかりませんが、仮に証人喚問等で出張したとかという部分の旅費や裁判所に係る費用はこちらに戻ってくるということになりますが、今回弁護士については民事訴訟のため、今回かけた弁護士費用について戻ってくるかということとはございません。それで今氏家議員がおっしゃった、もしその費用も相手方の責任だとするならば改めて名誉毀損なり、あるいはそこにかかわる損害賠償請求を訴訟を起こしてそれを取り戻すということしかないというふうに考えてございます。仮にその判決が出たあと、そのような形にするかどうかという部分については今の段階ではまだ最終的な判断が出ておりませんので明確な回答は避けたいとは思いますが、訴訟につきましては議会の議決も必要な事件になりますし、また弁護士ともその辺相談しながらこのような自治体がかかわる裁判の中でそういった損害賠償がやられているかどうかというところも含めて弁護士と相談をしながらその辺の方向性はまた見定めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 大体のことは今の説明でわかったのですが、何点かお伺いしたいと思います。まずこの官公庁オークションの中で当然白老町はそれにのっとってさせていただいているわけですから、今回の件というのは特質な例なのか、ほかの自治体もこのような例はあるのか、似たような例はあるのかどうかということです。それともう一つは、今回の訴えられたのでこちらのほうもそれに応訴するということなのだと思いますけれども、今回のこの件に関しまして関係機関というのですか、道とかそういうところとか、何かオークションをやって

いるようなほかのそういうようなきちんとしたケアをしてくれるような機関というのですか、町村会とか何かそういうようなバックアップしてくれるようなところがきちんとして、そういうところと協議しながらこれはされるのかどうなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 今回のYahooの官公庁オークションのインターネット公売ですけれども、こういうような形での訴状という実態は余り例がないかと思われま。それで今回はある程度特殊な訴状なのかとはこちらでは認識しております。それと今回実際にインターネット公売は国税徴収法に基づいて各市町村がガイドラインを定めて公売を実施しておりますので、これは全国各市町村、地方団体がこの制度にのって実施しておりますので、その後押しというのですか、訴状が出た後の後押しというのは今回弁護士と相談させていただいて応訴するということですので、例えば道だとか、国がこれに対して応援というのですか、協力というのですか、そういうことはないのかとは思ってございます。今回応訴ということで弁護士にお願いしているのは町村会の顧問弁護士にお願いしているところでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 私も正直言いましてこのオークションをやるということに関しましては、ちょっと危ない部分もあるというのは、これは別に今回の官公庁のオークションばかりではなくて一般的な中でも結構いろいろトラブルがありますけれども、そういう中でやはり今回このように訴えられるというのはそういう法の隙間というのですか、そういうようなものをちょっと感じざるを得ない部分があるのですね。ですから今回確かに白老町がこういうふうに相手の方はどういうつもりで訴えられているのかわかりませんが、やはり白老町も総務庁とか、道とかと協議をして一つのきちんとしたセフティーラインというのですか、そういうような受け皿みたいなものもつくっていただかないとこれからのオークションはやはりやっつけられないかと思うのです。その辺もぜひ上のほうと相談しながらやはりきちんとした形で、このオークションがきちんとして進められ、やはり相手の方ときちんとして理解していただけるような形でやっつけられないようにしないと、これはトラブルがもし長引いた場合、白老町にとっても本当にただせっかくやったのに何の利益にもならないということになってしまったらもったいない話なので、ぜひその辺は努力してなるべく速やかに解決できるようにいろいろなところの協力を得てやっつけいただければと思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 先ほど南税務課長のほうからもご答弁申し上げましたとおり、あくまでも本件にかかる分、白老町と相手方の訴訟ということでほかの機関等が入ってくるということは現在はございませんけれども、今後におきましてやはりインターネット公売が今西田議員がおっしゃったように法のすき間といいますか、そういうような不安なきにしもあらずというところも私のほうでも押さえておりますので、その辺を今後埋めるためにもやはり今回の判決を待った上で、裁判所の判断を待った上でやはり北海道なり、あるいは町村会も含めて今後協議しながらきちんとした対応も進めていかなければならないというふうに町としても考

えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。今の総務費の一般管理経費の損害賠償請求事件処理にかかる部分の質問なのですけれども、今回のこの官公庁オークションについて、これを利用しながらこの財政に対して差し押さえをした物件に対して、きちんとした対応をしていきたいと。お金に変えていくというか、そういった部分を徹底していくという考え方について私は賛成です。これだけ財政が厳しい中できちんとその物件を差し押さえをして処理をしていくという考え方はこれは初ですね。私たちのまちはこういった考え方はやはりやるべきだと思うのです。だからそれについては賛成はしているのですけれども、では今後こういったことがこれから繰り返されるようではやはりその処理について大変なことになりますので、そういった観点からの若干質問させていただきたいと思っております。まず基本的な形として、この今町としては、今回の応訴に対しては絶対の自信を持っていると私は認識しております。その部分で大きく恐らく瑕疵担保責任とあと現状有姿の引き渡しという部分だと思うのです。恐らくこの部分で担保されているというふうに考えて今回向かっていると思っておりますが、このちょっと基本的なまず確認です。まずこの瑕疵担保について。私の認識では瑕疵担保は基本的に例えば配管だとか、目に見えない隠れたる瑕疵についての免責ということですね。ただ残置物というのは目に見えますね。町としてはこの残置物の存在は知りえていたのですか。まずそういった部分がもし知りえていたとしたらそういった部分についてはこの瑕疵担保ということで今回免責になるのかどうか。その瑕疵担保の扱いについてどのような形に今なっているかについてと、あとはこれは町村会の顧問弁護士に対して事前に相談をされているということ伺いました。弁護士の見解として今回のこの応訴についての見解はどのような具体的な見解をもたれているのか。もう大丈夫ですと、こういった部分についてそういった部分はもう既に町としては知りえていると思うのですが、そのあたりについて。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず瑕疵担保責任の関係でございます。瑕疵担保責任については民法 570 条で規定されているところがございますけれども、ここでご理解いただきたいのは、あくまでも公売ということで一般の売買とは違うところなのです。一般の売買で例えば町が所有者で町が所有権を持った上でそれをオークションにかける、あるいは売買するといった場合にはその瑕疵担保責任とはもちろん問われます。だからその部分では売り主としてきちんとできるものは全て情報提示をし、あるいはもし見えない場合であってもそれこそ瑕疵担保責任、何年間はやはり最後まで面倒見て、もし2年間で悪いところがあったらそれは直さなければならないとか、そういった考えはあるかと思っております。しかし今回の公売というのは、あくまでも中継ぎといいますか、先ほど申しましたとおり白老町が所有権を持っているわけではないという部分、仮に公売というのは極端な話をいえばその滞納者が住んでいても公売をかけられるというような状況で、そこをでは現実的にその中身を町として100%把握できるかという把握できない場合もあるのです。それでも公売というのはかけられて、それを落とそうと

するならば落札者側が全てその人を排除するだとか、あるいは全部確認するとかというようなことになっているのです。そういうことからして本町としてはこの瑕疵担保責任は全くないというふうな判断をもって今回対応したいというふうに考えております。それから2点目の弁護士の方の見解ということでございますが、これにつきましてはもちろん事前に相談をさせていただいてお願いをしているところでございますけれども、弁護士の先生も本町の主張する部分については全て理解をいただいているといたしますか、間違いのないところであるというふうな考えをいただいておりますので、それも踏まえて今回対応しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 今の説明についてはよく理解しています。専門用語でいえば競売ですね。それとも基本的には類似していて、どうしても基本的には免責だったり瑕疵担保を負うことはないという、町はその当事者ではないですから。だからそういった部分については私も認識はしていました。ただこの残置物に対しての説明義務違反という部分で、恐らく向こうが提訴している内容として今ご説明いただいたのですけれども。その部分についても一切その説明責任に対してもこの瑕疵担保責任ということで十分に免責が担保されているということでまず理解してよろしいのかどうか、これは確認です。次にこの裁判の管理なのですけれども、この提訴の内容を見てもこの言葉を多少選んで言ったとしても非常に初歩的な内容なのです。正直言って不動産知識がある程度ある人間であればこんな訴訟など起こしようがないのです。それにもかかわらず今回提訴されてしまったのですけれども、恐らくこれは地方裁判所で第1回口頭弁論が開かれたら、すぐ和解してはどうかということが裁判所からくると思います。この内容でしたら、今のご説明の内容だけで判断すると町が勝つと思います。だからこの和解に対してどのような考え方を持つのかどうかについて。それと今同僚議員から逆に損害賠償も訴えたらどうだと。実際に弁護士費用等もこれは町側が負担ですね。勝訴しても負担になりますから、この旅費とかも全部そうです。だからこれだけの部分があったのだといった部分に対して逆に逆の提訴を行う考えがあるのかどうかについて、こういった裁判の管理のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず1点目の残置物の関係でございますが、存在につきましては本町としても一応おさえております。それで相手方からも入札前にも残置物どういうのがありますかというようなことも電子メール等での照会があり、それについては既にありますというお答えもしておりますが基本的に全てを出せるというわけではないし、ネット公売ですから写真につきましても基本的に限られた中での情報提供しかできないという、それがネット公売のところでございますので、そういったことも含めて本町としては事前に可能な限りの情報提供は行っているという認識でございます。それと仮に裁判所のほうからの和解の提案といたしますか、そういったものがあつた場合という二つ目のご質問ですが、これにつきましては全く考えてございません。本町としては和解するだけの逆に本町として不手際ですとか、そういったものがあるとするならばその辺も考えられる場合があるかと思っておりますけれども、今回の場合

は全く町に瑕疵、落ち度はないという考えでございますので、これについては和解は受け入れるということは考えておりません。それから3番目の逆にこちらから損害賠償請求というようにお話でございますけれども、これにつきましては先ほど氏家議員のほうからのご質問にもありましたが、今後の裁判の結果、推移を見ながら弁護士とも相談し、あるいは議会の議決事件でございますので、その辺も議員の皆さんとも協議させていただきながら方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。今回は町としては全く遺漏がないという認識で臨んでいきたいという部分で、町の本当に貴重な財産を守るという意味でもこういった部分についてはやはりきちんとやっていけばいいと思うのです。ただ、これで最後にしますが、これはいわゆるクレーム管理の問題もあるのです。これは簡単に言えば多分町側としては本当に何というか、提訴される覚えのないような内容で提訴されてしまっている部分だと思います。ちょっと難癖的なのという言い方が妥当かどうかありますけれども、それでこういった訴訟につき合わされざるを得なくなるというのは、これはいくら町がこの瑕疵担保免責や現状有姿の引き渡しということをやってもこういうことが起こりえるということであれば、今後のこの官公庁オークションの活用に対しての考え方もちょっと変わってこざるを得なくなってしまうと思うのです。それでせっかくこういった形できちんと町は財政を健全化していくためにはあらゆる手段を取っていくのだという方向性を示した今、これはこんなことでくじけてほしくないということです。それでこれは今町職員にこういった部分、ただこれは知識がある人が見たらきちんと書いています。きちんと書いていますけれども、これでわからない人たちがこれからも応札してくる可能性がありますね。ですから例えば宅建主任と専門的な職員というのはこの庁舎内にはいらっしゃるのかどうか。これは説明についてもどういう説明ならいいのかどうかという部分です。これは説明不足だとは私は言っていません。きちんと理解できる人が見たら理解できます。ただこれではまたそういったわからない方からたくさん訴訟を起こされるようでは困りますので、例えばこういった宅建主任に対しての相談、もしくは宅建協会に対してこういった文章で説明責任は十分かどうか、そういったその専門的な知見を活用してより万全にしていくと、そういった部分が必要なのではないかというふうに考えますが、それとあとこの対応の仕方ですね。これは町側に対して恐らく何度もやりとりがあったと思います。このあたりの対応について今後どのような対応をとっていくのかどうかと。こういうクレーム的な訴訟を未然に防ぐためには、どういうふうなクレーム管理のあり方が必要かどうかについて現段階についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今のご質問でございます。非常に難しい問題かと思っております。本町といたしましてはやはりクレームに対しては十分誠意をもって対応はさせていただくというのが前提でございますけれども、ただその不当な要求等に対してはこれは屈することなく毅然とした態度で臨むというのも地方公共団体として守らなければならないところだとは思っていま

すので、ではその兼ね合いがどの辺かというのは、非常に難しいかとは思いますが、やはり法律等にのっかって守れないものは曲げられないし、その可能性をいろいろ今後考えながら対応をせざるを得ないのかというところでございます。まず、今回のオークションにかかる部分につきましてはやはり町が全く瑕疵がないという判断の上でやったけれどもこのような訴えられるケースが出てきたというこの事実はやはりきちんと踏まえて、今後このようなことがないためにはどのようにしていくのかというのは改めて考えて、今までと同じようなことではないやり方で対応していかなければならないのかというふうに考えておりますし、また今回のことに限らずこういうクレームにつきましては違う場面でも起こりうる案件だと思いますので、そういった部分に対しては町がどのような対応をとっていくのかという部分についてはきちんと研修等も含めて、あとは専門家にもご相談しながら、今言われた本当にそのガイドラインをつくる際についても突っ込まれるところがないのかどうかという部分も、いわゆる専門家と相談しながらつくるといようなことも含めて今後さらに強化しなければならないというふうには考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。今いろいろな議論を聞いていましたけれども、大事なことはこの買った方は買って白老で住みたかった方ですね。そのために買うわけですから。それからまちとしては滞納分の金を滞納分の税をまちに入れるためにやったことなのだと。ですからどちらにしても利害関係はあるのだけれども。私は大事なことはやはりまちの財産を売るときはきちんと確認をして中を見て、我々畑をつくって大根をつくっても隣にやるときは泥を洗ってくれるのです。例えばホッキ貝を漁師からもらうとお年寄りには皮をむいて外してくれるのです。これが人間の道德なのです。まちとしてのやはりそういうものを売るときはまちに来てほしいのだという気持ちがそこににじみ出れば私はちゃんと中の物はこうだったです、中ではこういうものがあります、何かピアノもある、30年たった家だと新聞にはこう出ていました。そんなピアノまであるものを向こうのどんな方が買ったのか知らないけれども、老人が来るとすればピアノはいらないはずですから、こういうことになったのだと思うのですけれども。私は大事なことは親切心なのです。本当にまちに来てもらいたいという気持ちが本当にあるのかと。今空き家が800万ぐらい全国であるといっているし、白老も空き家対策が相当あります。今後は親が亡くなったら子供はほとんど財産放棄しているのです。家はいらない。もちろん30年もたった家子供は要りません。こういうことになるとこの税の滞納があるとやはり今のようなケースが出てくる。ですからこういうことを踏まえてもう少し町内の方々ばかりではなく、この今のような本州のほうの方々が買う場合はこういうケースがあることを十分踏まえて私はこれからきちんとした、こんな難しい話ではないのです。今言ったように隣に大根をあげるときは泥を取ってやるぐらいの気持ちでやはりこういうものにはやっていくべきだと。ただ私はそれだけ言いたかったのですが、本当にただ瑕疵があるとかないとか、こんな問題ではない。それから向こうの方も勝てると思って百何十万もかけて裁判をやっているのです。そういう下準備をきれいにしてからやっているわけですからそんな簡単なものではない

です。ですからやはり大事なことは白老のまちに来る人だったのだと。今度これで1人逃したわけです。ですからそういうことも踏まえて私は行政というのは対応すべきだと、こういうことだけ申し上げておきたくて今申し上げた次第です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今回のオークションの関係で今松田議員おっしゃられたように、今後また改めて同じようなケースをまたオークションにかけるといった場合には、やはりこれまでと同じようなことという部分にはなかなかないかと思っておりますし、確かにその相手の方がこちらに来る意志があるとすれば、それはもしかしたらお一人、こちらにそれが来なくなつたということも考えられますので、それにつきましては今松田議員がおっしゃられていました親切心、こういったものを貴重に今後仕事に取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。9番、吉谷一孝議員。

○9番（吉谷一孝君） 9番、吉谷です。1番大切なことは裁判に勝つとか負けるとかということよりも、このお金です、一般財源、これは税金なわけです。それと訴訟を起こした場合は訴訟費用ですね。それはみてもらえますけれども、この交通費だとか、弁護士費用、勝てば成功報酬なり何なりということが発生すると思うのですけれども、それも結局は町の負担ということになるというふうに私は認識しているのですけれども、これも全て瑕疵がないとはいえず町で負担しなければならぬということでの認識でよかったかということと、これは瑕疵がないにもかかわらず税金をここに使わなければならぬということやはり町民としても納得のできるころではないというふうに思うのです。だからそのこの後の対応についてはきちんとした対応をとって町民の負担が出ないような対応をとってもらうようお願いしたいというふうに思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今吉谷議員おっしゃられた訴訟費等につきましては、その弁護士費用、あるいは町の打ち合わせの旅費等につきましては、たとえ勝訴したとしても町の負担ということにはなりません。そこでではこの負担を逆に相手方に損害賠償請求できるのかという部分につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございますので、その辺については今後裁判の状況も踏まえながら考えていきたいというふうに考えておりますが、先ほども何度もちょっと申しましておりますが、やはりこちらが全く瑕疵がないとしてもこのように訴えられて逆に町の税金を使わなければならぬという部分につきましては、やったこと自体は間違いはないというふうに押さえてございますが、今後の行政の進め方にとっても十分この辺を踏まえた運営をしていかなければならないというのは肝に銘じてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。なければ私のほうからも2点ほどちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今関係なのですけれども、先般の委員会協議会及びきょうの皆さん方の議論を伺っていた中で2点ほどちょっとお話をさせていただきたいと思うの

ですけれども。まずこの前の委員会協議会を終了した後に地元の報道が第1社会面にまず一つ記事として載せております。これは胆振日高以外にも大きく報道されています。もう一つの大きいほうの新聞も、これは第4社会面ですから、これは土曜日の全道版に載っています。ですからこれは幅広く今回のこのニュースが流れたということで、これを見た道民の方々、あるいは町民の方々がどう思ったか。恐らくこれはちょっとネットでの公売での落とし穴があるのだということを感じた人方がいると思います。もう一つはざっくばらんに言いますけれども、もう少しうまくやれなかったのかと。白老町は。というふうに単純に思った地方公共団体の方々も私はいると思うのです。なぜならば3月の時点でいろいろ書面が届いたりしているというきょうお話でしたね。今回の訴訟が起きるまでに結構経過の時間があったと思います。確かに今までのご説明を聞いていると町のほうに責任、瑕疵は全くないということでもあります。しかし先般の委員会協議会のお話を聞いていると、相手のやりとりは全てメールでやりとりしましたとこういうお話です。それがこのインターネット公売のルールでもあったのかもしれませんが、今までほかの課においては白老町は雪が少ない、食材王国である、千歳空港も近いと、こういうことで移住定住に相当力を注いできているわけです。一方ではこういうことがあるわけですから、そこでこういう問題が発生したときにそれらも含めてやはり庁舎内でどういう協議をされて今まで相手から訴訟を起こされるまでこういう状況だったのか。もっと違うような方法を考えることがまずできなかつたのかということも1点伺っておきたい。これが第1点です。2点目なのですが、先ほど伺っていると町にとっては全く瑕疵がないと。逆に言えば訴訟を起こされるのが恐らく心外だというふうに多分思っていると思うのです。今までのお話を伺っていると。それであれば今回をこの旅費だとか裁判の費用の上程ではなくて、先ほど何人かの議員さんからもお話ありましたけれども、名誉毀損なり、そういった方法で、先ほど議員からいわゆる税金だというお話もありました。この税金を回収できるような方法、回収というのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、初めから損害賠償請求を行うようなことで弁護士と相談して、それで上程できなかつたのか。この2点について伺いたいと思います。大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克己君）** まず今回裁判で訴えられる前の対応でございますが、文書等のやりとりをやっております。その中でもその文書の中身につきましては、やはり今回裁判の、いわゆる裁判所に訴えた内容と同じような内容を逆に突きつけてきてございます。それで町がいわゆるそれに応じなければ控訴も辞さないというような内容めいた文章でございます。それについて町としてはやはり毅然とした態度で臨んできたわけでございますが、実際今回応訴するにあたってその前でいろんなやり方としてはあるのかもしれませんが、今回訴えてきた方が実際その善意の方なのか、悪意があつての方なのかというのは全く判断が付きません。確かにそのお金をかけずに処理ができた可能性はあつたかもしれませんが、逆に悪意の方であつたならばそれ以上のものということも想定されます。そういったことも考えればやはり安易にいわゆる主張を曲げると言いますか、本町の考え方にそぐわない方向の中で処理することが果たしていいのかということもありまして、今回の案件につきましては毅然な態度で臨んできたとい

う現状でございます。それからもう一方の税金を投入することに対してあらかじめその名誉棄損等で訴えるという部分につきましては、この辺につきましては一応本町の考えといたしましては、今回の裁判の経過を踏まえながら、その辺は今後検討していくという考えで当初から考えておりましたので、改めてまた別件でその辺の訴訟を起こすということにつきましては、さらなる経費もこの辺はかかってくるわけでございますので、その辺につきましては弁護士ともこの裁判の成り行きや状況を見ながらやるべきものという判断で、現在そちらのほうは現状では考えていないということでございます。

○議長（山本浩平君） 伺います。2点目のほうから伺いますけれども、町村会の担当の弁護士といろいろ相談している状況の中でそれが1番ベターだという判断だったということによろしいですか。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 改めて訴訟を起こすということに対しては、今の弁護士の先生にはご相談はしておりません。これはあくまでも町内部の考えでございます。

○議長（山本浩平君） 3点目の最後になりますけれども、先ほど悪意か善意かわからないというようなお話だったけれども、委員会協議会の中で移住を志している方だというようなお話が出ていました。そういう方だったとすれば、前提とすればです。悪意か善意かわからないというお話でしたが、なぜメールとか訴状だけでのやりとりになるのかというのがちょっと疑問なのです。そこでどうして相手と言葉を交わして実際にこういうものがこうあるのだけれども、どうだこうだ、片付ける方法はいろいろありますとか、何か相談に乗ってやるようなベースがあればこういうふうにはならなかった可能性もあったのではないのかと思うのですが、どうしてそういうようなことをできなかったのでしょうか。ルール上そうなっているからですか。その点だけお尋ねします。南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 当時このインターネット公売のそういう情報提供とか、そういうものにつきましてはインターネット上でやりとりをしていたというのは現状です。それで電話等での相談というのは実際にはされておりませんが、インターネット公売の制度上というところでの残置物の情報提供に対するクレームというのですか、対して不法行為があったという内容ですので受け皿的には特に電話でやらなければならないとか、そういうことにはならないと思いますので、その辺は今後インターネット公売を実施するときはどういう対応をしていくかということはやはりよく考えていかなければならないのかとは思ってございますけれども、今回の訴状にあたってのやりとりについてはそういう受け皿的なものは設けていないし、そういう相談も電話等ではやっていないのが事実でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。